

| 質問事項 | 回答 |
|--|---|
| <p>1 2 落札者の決定方法に会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。とありますが予定価格を算定するにあたって積算参考資料の提示をお願いします。</p> <p>(工事設計書・統括情報表・本工事内訳書・施工単価表等、数量・歩掛条件等の明示のあるもの) 特に積算基準書にある経費を計上したるものか、独自経費であれば提示していただければ業務費を算定できませんのでお願いいたします。</p> | <p>業務内容・数量は、仕様書に記載したとおりであり、これ以外に提示できるものではありません。</p> |
| <p>1 2 落札者の決定方法に会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。とありますが最低制限価格等での失格はないでしょうか</p> | <p>最低制限価格は設定していません。</p> |